

里親支援に関するアンケート調査の結果

令和 6 年 6 月

総務省行政評価局

目次

1 調査の概要

(1) 調査目的.....	1
(2) 調査対象.....	1
(3) 調査方法.....	1
(4) 調査期間.....	1
(5) 調査事項.....	1
(6) 調査時点.....	1
(7) 調査票の回収状況.....	1
(8) 調査結果の見方.....	2

2 調査の結果

§ 1 児童の受託や養育中の支援について

①里親の養育経験.....	3
②養育を始めたときの児童の年齢.....	3
③養育についての悩みや困りごとの相談先.....	4
④児童相談所又は里親支援機関に相談しなかった理由.....	5
⑤児童相談所又は里親支援機関の相談対応の満足度.....	7
⑥市町村、里親会等の相談対応の満足度.....	9
⑦児童相談所又は里親支援機関からの養育中の支援の内容・満足度.....	11

§ 2 未委託の方への支援について

⑧現在の未委託の期間.....	15
⑨未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援内容.....	15
⑩里親登録の継続について.....	16
⑪未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援でよかったもの.....	17
⑫里親登録を継続したいと思わない理由.....	18

§ 3 共働き世帯への支援について

⑬現在の就労状況.....	20
⑭共働き世帯であることを理由とした受託断念の経験の有無.....	21
⑮共働き世帯が受託断念した際の課題、困ったこと、苦勞したこと.....	22
⑯共働き世帯が養育するに当たっての養育時間の確保や負担軽減のための工夫.....	22

【参考】「里親支援に関するアンケート調査票」

1 調査の概要

(1) 調査目的

当省が実施した「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」（以下「本調査」という。）の一環として、里親支援の取組に対する実際に児童を養育している里親や児童を迎え入れる準備をしている里親の認識や意識を把握し、関係行政の改善について検討するための基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

(2) 調査対象

本調査の対象とした 29 児童相談所に調査票発送時点で里親登録していた里親 2,735 世帯

(3) 調査方法

本調査の対象とした 29 児童相談所を通じ、調査対象とした里親世帯に対して郵送により調査票を配布し、里親からの返送により回収

なお、調査票の印刷、配布、回収及び調査票回答データの入力については、民間事業者に委託を行った。

(4) 調査期間

令和 5 年 8 月初旬に調査票の配布を依頼し、同年 9 月 1 日を返送期限として回収

(5) 調査事項

§ 1 児童の受託や養育中の支援について

§ 2 未委託の方への支援について

§ 3 共働き世帯への支援について

※ 詳細は【参考】「里親支援に関するアンケート調査票」参照

(6) 調査時点

回答日現在（ただし、時期を指定して質問している一部事項については、当該指定の時期）

(7) 調査票の回収状況

調査票を配布した 2,735 世帯における回収状況は次のとおりである。

配布数	回収数	回収率
2,735	1,668	61.0%

(8) 調査結果の見方

- ・ 設問により回答対象者数及び有効回答数が異なっている。
- ・ 有効回答数（N）は、各設問の回答数から無効となる回答（選択肢を一つ選び回答する設問に複数の選択肢を回答するなど）の数を除いた回答の合計数である。
- ・ 調査結果に基づく比率は小数第二位を四捨五入して算出したため、合計が 100% にならない場合がある。
- ・ 自由回答は、基本的に回答の原文そのままであるが、読みやすさの観点から、意見をゆがめないよう十分に注意した上で一部修正して掲載しているものがある。なお、回答した里親個人の意見であり、児童相談所等の関係機関に事実確認等を行っていない。

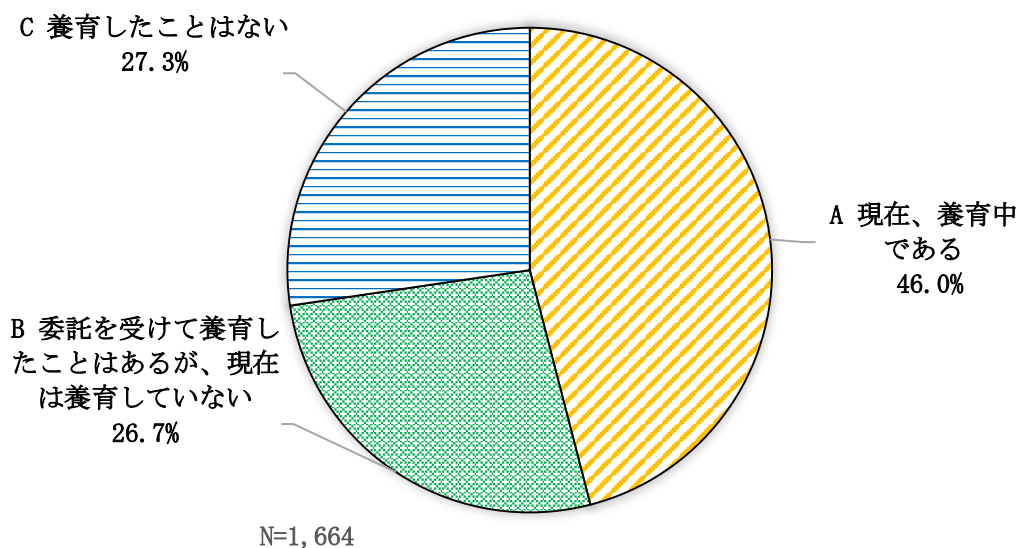
2 調査の結果

§1 児童の受託や養育中の支援について

① 里親の養育経験

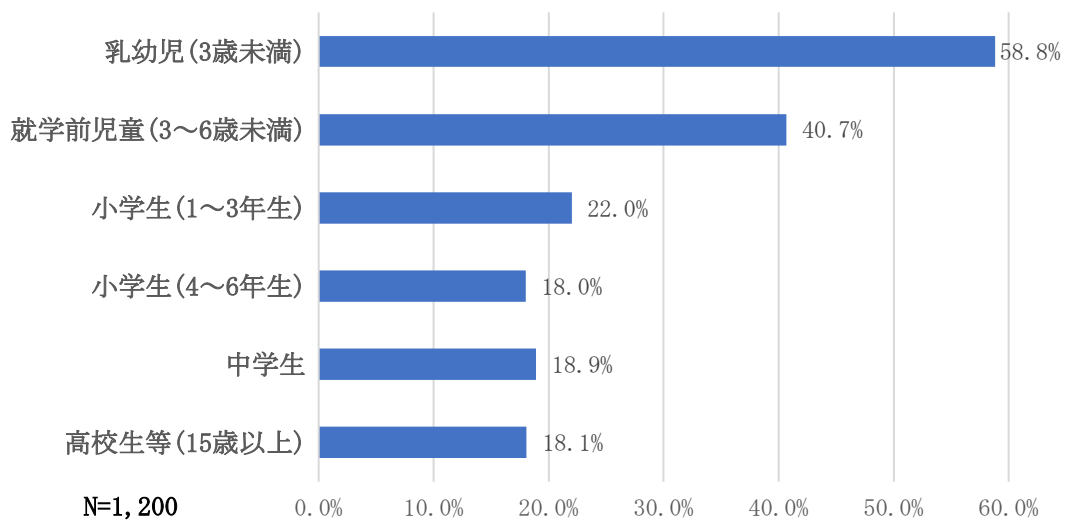
これまでの児童の養育経験について、「現在養育中の里親」（選択肢 A）が 46.0%、「養育したことはあるが、現在養育していない里親」（選択肢 B）が 26.7%、「養育したことはない里親」（選択肢 C）が 27.3%であった。

また、養育経験がある里親（選択肢 A 又は B を回答した里親）が 72.7%、現在未委託の里親（選択肢 B 又は C を回答した里親）が 54.0%であった。



② 養育を始めたときの児童の年齢

これまで養育を始めたときの児童の年齢については、半数以上の里親は児童が「乳幼児（3歳未満）」の時から養育を始めている。

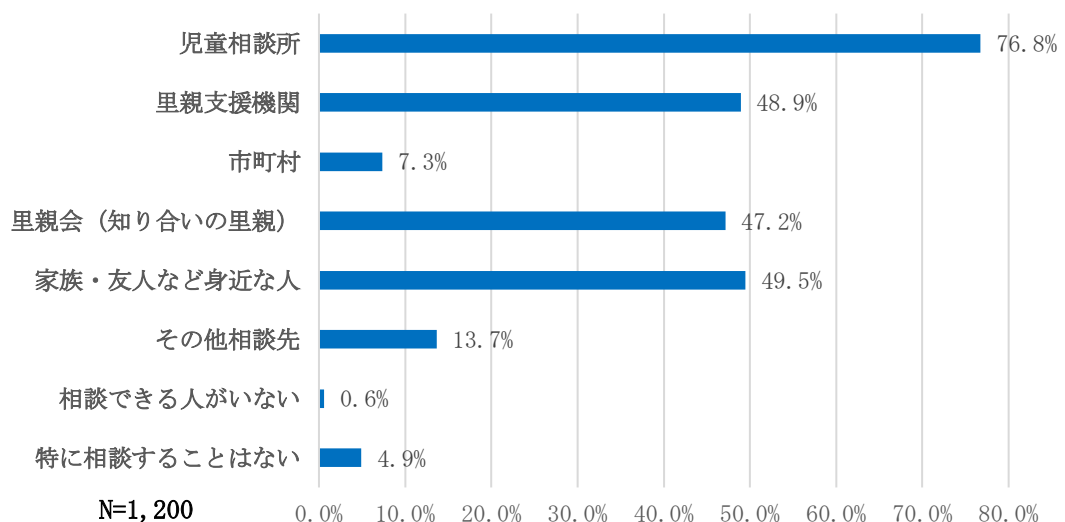


③ 養育についての悩みや困りごとの相談先

養育について悩みや困りごとがあるときの相談先については、8割近くの里親が「児童相談所」(76.8%)に相談している。また、「家族・友人など身近な人」(49.5%)、「里親支援機関(※)」(48.9%)、「里親会(知り合いの里親)」(47.2%)についても5割近くの里親が相談している。

なお、「その他相談先」として、医療機関、学校、保育所・幼稚園、放課後デイサービス、児童発達支援センターなどが挙げられている。

※ 都道府県市（都道府県並びに政令指定都市及び児童相談所設置市をいう。）から里親支援の委託を受けた児童養護施設、乳児院、NPO など

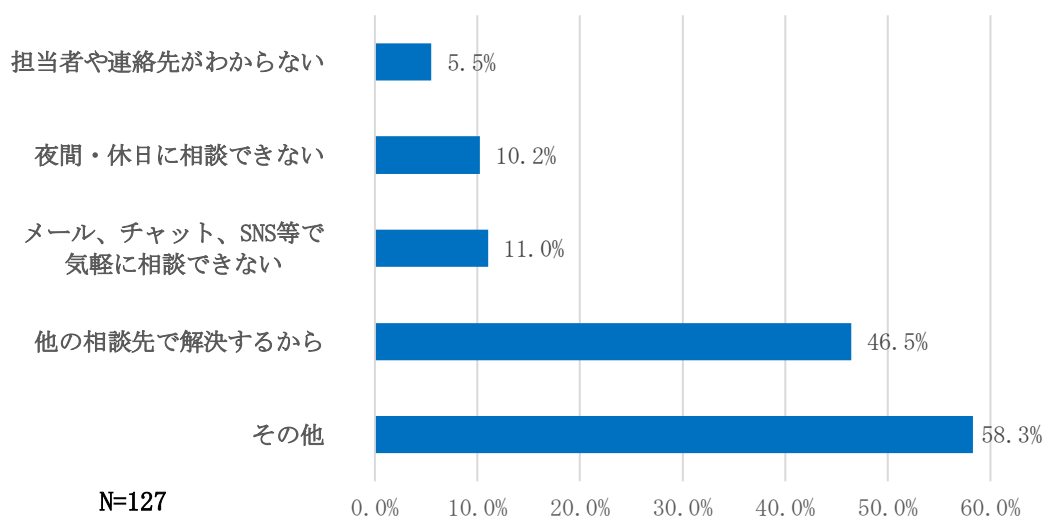


なお、児童相談所にも里親支援機関にも相談していない里親は11.8%であった。

④ 児童相談所又は里親支援機関に相談しなかった理由

○ 児童相談所

児童相談所に相談しなかった理由については、「他の相談先で解決する」が46.5%、「その他」が58.3%であった。



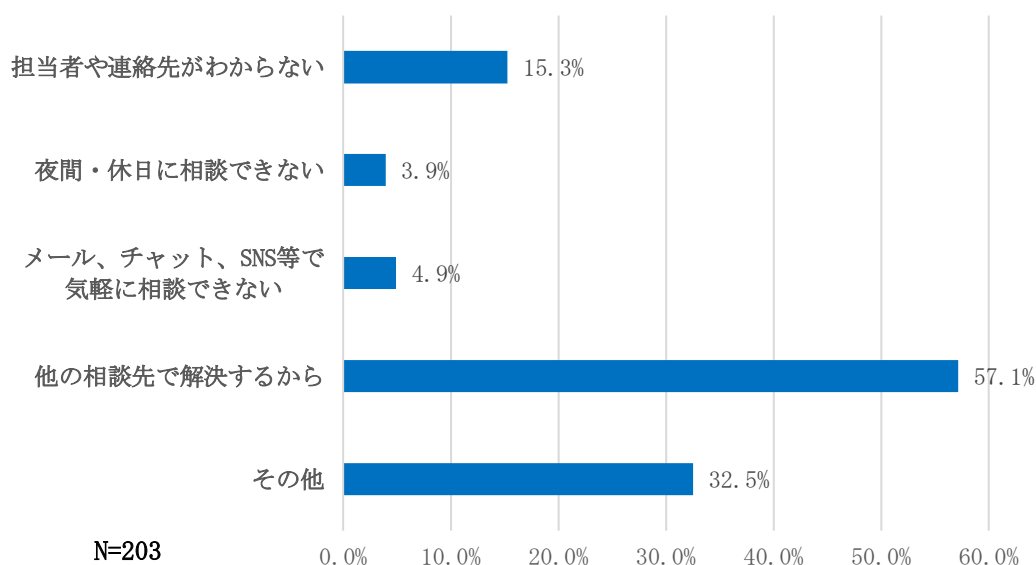
また、「その他」として、主に次の内容がみられた。

児童相談所の多忙さ等に関するもの	
	児童相談所の職員は忙しい仕事をしているため、重大案件でもないとは連絡できない（里親が気軽に悩みごとを言えるようになってしまえば、職員さんは肉体的にも精神的にも潰れてしまうと思う。）。
	以前は相談していたが、担当者によって対応も違い、忙しさを理由に大事なことも後回しにされることも多々ある。
	担当者に連絡が付きにくい。忙しそうなので特に連絡しないようにしている。
	児童相談所の職員は忙しいと思うため。自分で希望して児童を預かっているのでも心配をかけたくない。子育てが辛いときも言えない。
児童相談所の担当者の異動頻度等に関するもの	
	軽い相談だと、（児童相談所は特に）担当者がころころ代わるので、相談しにくい。
	担当者が1年でころころと代わり、電話で「4月から担当になりました〇〇で

す～」と話をしたかと思えば3月には「お会いすることもなかったのですが、異動になり担当代わりますので～」の電話の繰り返しである。繰り返し話をしても引継ぎがされておらず、相談するのは児童相談所とは別の窓口がよいと判断している。
毎年担当が代わるので、引継ぎがされていても、結局最初から話さなくては話が通じない。
担当者がよく代わり、新任者は児童のこと（本人の特性）を把握していないため、ありきたりな答えしか返ってこない。また、話を聞いてほしいだけだが、すぐ里親の勉強の場を勧められ、自分の児童への関わりがよくないと言われているようで自信をなくす。
児童相談所が里親委託等の措置権限を有していることに関するもの
信頼して児童相談所に悩みを打ち明けたら、委託が解除されるなどのケースもあると聞き、うかつに本音を打ち明けられない。
児童相談所に相談すると、里親の養育能力がないものと判断され、児童の委託を止めさせられるとの話が里親間で広まっており、実際にそうなった話は多い。
養育中止になってしまうのではないかと不安だったため。
相談したら、里親として未熟なのではないかと思われそうなので、言えないし、児童相談所の職員は多忙そうでいつも不在である。

○ 里親支援機関

里親支援機関に相談しなかった理由については、「他の相談先で解決する」が57.1%、「その他」が32.5%であった。

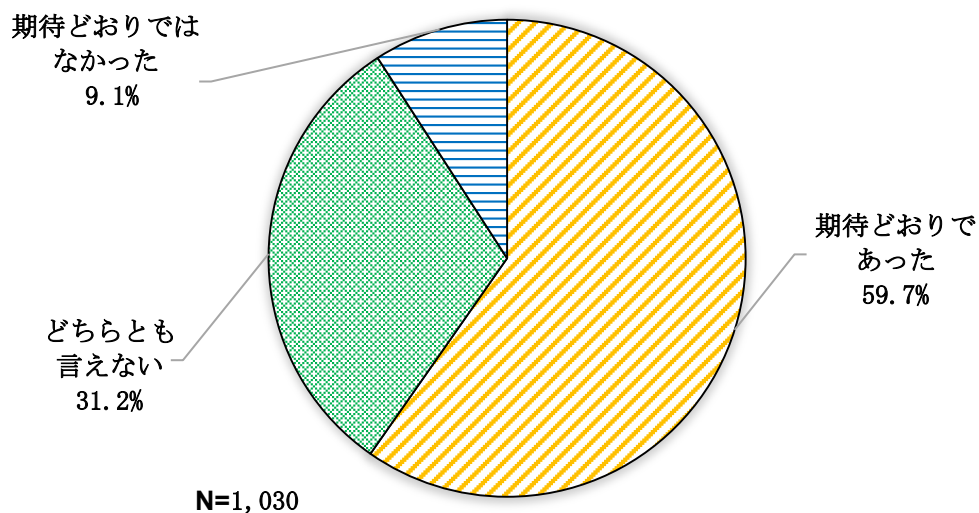


また、「その他」として、主に次の内容がみられた。

里親支援機関への認識や同機関との関係性に関するもの	
	里親支援機関に相談できると知らなかった。(児童相談所と)一緒に訪問してくれる人という程度の認識であった。
	余り接点がないのでよく分からない。
	相談をする機関という認識がなかった(関係性が余りないため)。
	(里親支援機関が)あるにはあるが、相談できるような関係がない。
里親支援機関が児童相談所の委託先であることに関するもの	
	里親支援機関に育て方、関わり方について相談をすることで、養育側の「こちら」が悪いと判断され、児童と引き離されてしまわないか、又は心配をかけ、評価を下げられてしまわないかとのイメージが先行してしまう。
	児童相談所に相談内容が筒抜けだろうと思われるので。

⑤ 児童相談所又は里親支援機関の相談対応の満足度

児童相談所又は里親支援機関の相談対応について、「期待どおりであった」が59.7%、「どちらとも言えない」が31.2%、「期待どおりではなかった」が9.1%であった。



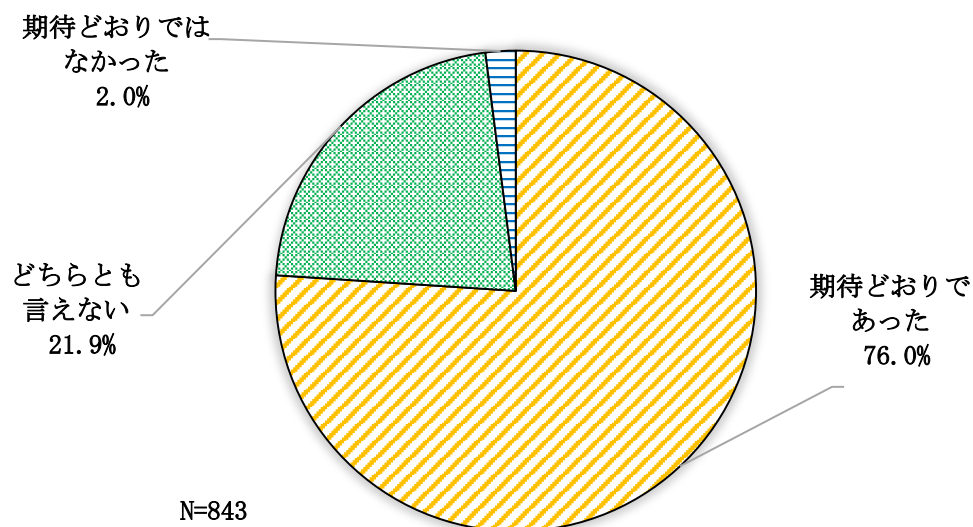
また、「どちらとも言えない」又は「期待どおりではなかった」を回答した理由として、主に次の内容がみられた。

児童相談所の体制や多忙さ等に関するもの	
	児童相談所に電話をしても担当者不在の時が多く、折り返しの連絡が翌日や数日後ということも少なくないのと、一時保護の時は担当者が誰かも分からないときがある。
	相談するために電話しても不在であり、対応の遅れはいつも感じる。困ったときに対処してもらえないので、ちょっともやもやするし、こちら側で我慢するしかないときが多々あった。
	担当者が休みの際は相談できない。児童相談所は役所なので、17時15分以降は電話が繋がらない。
	担当者不在が多く、折り返し連絡も無いことが多く、だんだんとコミュニケーションをとる気が無くなってしまった。
児童相談所の担当者の異動頻度等に関するもの	
	児童の担当者が忙し過ぎてなかなか連絡が取れず、1、2年で担当が代わって対応に一貫性がなく、混乱してしまう。措置されると里親任せで親身な対応をしてくれなくなる。
	委託時の担当の職員が異動し、後任者とは面識がないため、現在は相談しづらい。関係性ができていない担当者にはニュアンスが伝わりにくいことも多い。
	担当のケースワーカーや児童心理司が何回も代わり、児童のことを最初から話さなくてはならない。担当者がころころ代わると、児童もせっかく築いていた信頼関係をまた作っていかなくてはならないので、本当の気持ちを話せているか疑問である。できれば、担当者はずっと代わらず、同じ者に里親子のことを見守ってもらえたら、一緒に悩んだり分かり合えたりして、もっと心強いと思う。
児童についての情報の把握・共有に関するもの	
	児童がどういう環境にいたということを児童相談所が把握をしていないことがあり、申し送りもないまま、里親に託されている。里親から児童に聞きたいことはないかと聞くのではなく、あらかじめ児童相談所から委託経緯等のある程度の情報は欲しい。児童のことを余り知らないで、児童相談所に相談しても期待できない。
	特定の児童について、児童相談所としても詳しい事情を把握していないこともあり、相談しても的確な指導が得られない場合がある。
	プライバシーの保護もあると思うが、児童に対する情報のシェアがもっと進んでほしいと思った。里親が育児の現場で困っているとき、具体策と、他の事例なども教えてもらい、こちらも先回りの対応ができるとよかった。何か起きてからの対応でなく先回りの情報も委託前に欲しい。
児童相談所以外の機関（里親支援機関等）の活用等に関するもの	
	里親支援をしている職員の主たる業務が非常に多忙であり、奮闘しているの

を知っているのですが、気軽に相談しにくい。市内は他の相談機関がないので、県内の相談支援機関が利用できるとよい。
児童相談所は相談をしたくてもすぐに連絡がつかないことが多く、里親の思いより児童相談所の業務遂行を優先するイメージがあった（担当者にもよる。）。現在、里親支援機関ができたことで、里親の思いを受け止めてくれるようになり、児童相談所との架け橋となってくれるため、相談した目的は思いどおりとはいかないが、答えはもらえている。
児童相談所は忙しそうだし、担当者も1～2年で代わるので余り期待はできないと最初から思っているため、NPOの職員の方がゆっくり話を聞いてもらえる。
児童相談所が里親委託等の措置権限を有していることに関するもの
何を相談するにしても、里親としての資質を評価されそうでためらってしまう。その評価が、委託の頻度などにも影響しそう。また、担当者が1年置きに代わるので、信頼して相談するまでに至らないこともある。
児童相談所は、措置の継続の可否を常に見ているようで落ち着かない。深い相談をすると、「なら、措置解除をしましょう」とならないとも限らない雰囲気があるから。
養育の大変さを強調すればすぐに児童の引上げの話が出てくるため、どれほどまで語ってよいものか困るときがある。

⑥ 市町村、里親会等の相談対応の満足度

市町村、里親会、家族・友人などの身近な人及びその他相談先の相談対応について、「期待どおりであった」が76.0%、「どちらとも言えない」が21.9%、「期待どおりではなかった」が2.0%であった。



また、「どちらとも言えない」又は「期待どおりではなかった」を回答した理由として、主に次の内容がみられた。

個人情報保護に関するもの	
養育者としても、児童の背景や事情がデリケートな内容を含むことが多いため、相談する際に児童の情報の取扱いに慎重になり、踏み込んだ相談になりにくい。	
個人情報保護のことが気になり、具体的なことが言えなかった。里親会の知人にも児童の個人情報が気掛かりで気楽に相談できなかった。	
相談先の知識や理解が十分でないことがあって難しかった。また、児童のことについて守秘義務から話せないことも多く、児童相談所が頼りだが、十分なフォローが得にくく困る。	
里親会への相談しづらさに関するもの	
里親会には、委託されたばかりの頃はよく顔を出していたが、先輩里親の話を聞くだけにとどまり、こちらから積極的に交われなかった。他の里親に理解してもらえないという思いがある。	
里親会に入会している里親も児童相談所の顔色をうかがったり、うわさで相談内容を流したりすることが多々あった。	
里親会に参加する里親は決まっており、子育てに悩む里親は少なく、偏った意見になりがちである。	
他の里親に話をしたとき、話したことが児童相談所に伝わる感じがして信用できなかった。受け止めてもらうだけでよかったのに残念な思いであった。	

その他

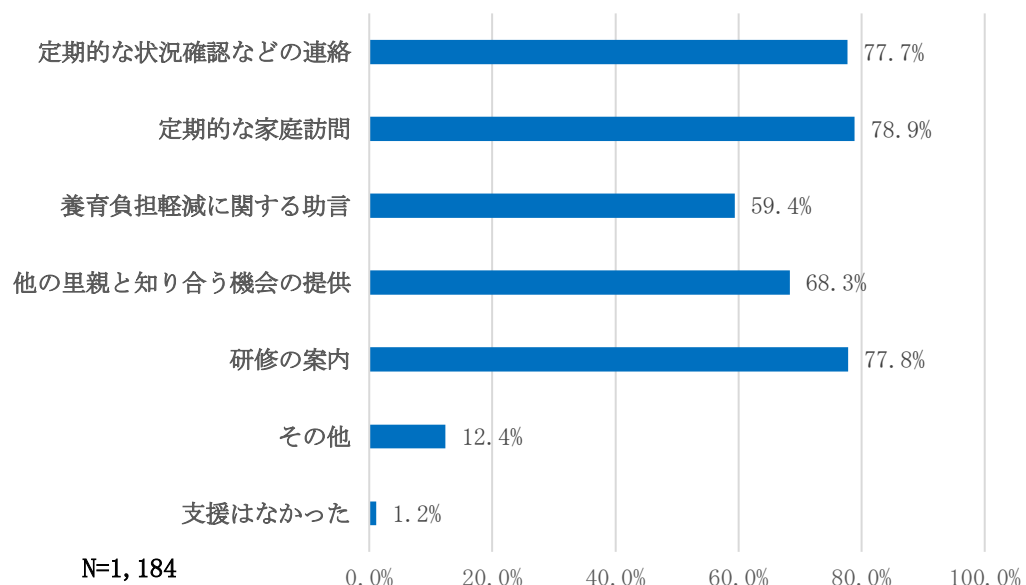
制度に関わる困難について、行政への申立てや、現場の里親の要望を国など制度に関わる機関に届けてくれる場所がなく、困り果てている里親が多くいる。

⑦ 児童相談所又は里親支援機関からの養育中の支援の内容・満足度

○ 児童相談所又は里親支援機関からの養育中の支援について

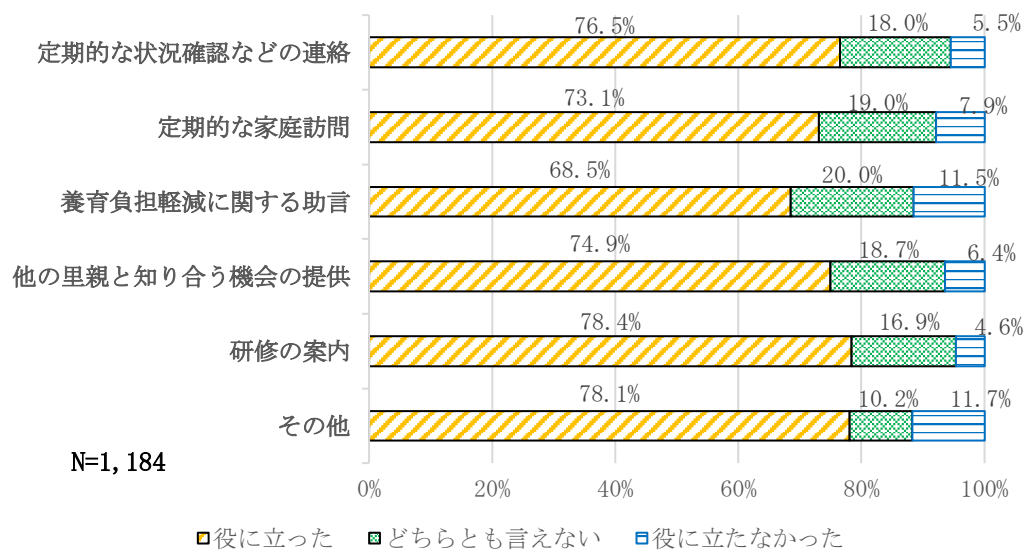
児童相談所又は里親支援機関から受けた養育中の支援について、「定期的な状況確認などの連絡」、「定期的な家庭訪問」及び「研修の案内」は約 8 割、「他の里親と知り合う機会の提供」は約 7 割、「養育負担軽減に関する助言」は約 6 割の里親が受けており、多くの里親が何らかの支援を受けている。

なお、「その他」については、医療機関の受診等の支援、デイサービスや児童心理職等の関係機関の紹介、学校や保育所・幼稚園への連絡・調整、実親との調整などが挙げられている。



○ 児童相談所又は里親支援機関から受けた養育中の支援の満足度について

児童相談所又は里親支援機関から受けた養育中の支援の満足度については、いずれの支援も約 7～8 割の里親は「役に立った」であった一方、約 2～3 割の里親については「どちらとも言えない」又は「役に立たなかった」であった。



また、a～e のそれぞれの「どちらとも言えない」又は「役に立たなかった」を回答した理由として、主に次の内容がみられた。

a 定期的（半年以内に1回程度）な状況確認などの連絡	
連絡が状況確認のみとしているもの	
	毎年、児童の養育状況を提出するが、それを使っている児童相談所もあれば、目をしっかり通しているのかと思う児童相談所もある。
	定型的な挨拶で終わってしまい、養育に生じる細かな課題を相談できなかった。
連絡の頻度が低いとしているもの	
	年に1回程度では、児童相談所職員と信頼関係が築けない。
	委託直後はちょこちょこ連絡があったが、次第になくなり、養育記録を出すだけになったから。
担当者が頻繁に代わるとしているもの	
	担当者が代わったときに、十分に経緯が引き継がれていないと感じることも多い。
	児童福祉司は頻繁に交代があるので、具体的な話をするのは少ない。里親支援専門相談員の方はずっと同じなので、困ったときは相談する。
	担当者がよく代わるので、それぞれの回答が違うことがよくあった。

b 定期的（半年以内に1回程度）な家庭訪問
訪問内容が状況確認のみとしているもの
何か漠然とした訪問は避けてほしい。
家庭訪問の目的は状況確認が主で、積極的な情報提供やアドバイスは少なかったように思う。
家庭訪問の頻度が低いとしているもの
こちらから家庭訪問してほしいと言わないと来ないし、児童に対する情報提供はほとんどない。
受託後3か月ほどは児童相談所や里親支援機関による状況確認や家庭訪問があったが、その後はなくなってしまった。
里親になったばかりの頃は、特に定期的な訪問は心強く感じた。本当は、何年たっても定期的に訪問してほしいが、今は1年に1度である。
日程調整等が負担としているもの
平日の家庭訪問は、児童たちの都合が合わず、当人たちが嫌がる。学校やバイトで日程調整が難しい。
家庭訪問のために仕事の休みを取らなければならない。

c レスパイト・ケアの利用など、養育負担軽減に関する助言
レスパイト・ケア先を自ら探す必要があるとしているもの
相談すれば、レスパイト先を探してくれるが、「基本は里親同士でレスパイト先を探すものだ」と諭されるので、利用に気が引ける。
レスパイト先を自分で探す必要があった。たまたま我が家は見つかったが、困っている人は多い。
利用手続の負担やすぐに利用できないこととしているもの
レスパイトを2～3回利用したが、提出書類の数が多く、大変だと思うことがあり、一時的であれば私たちの親にみてもらうことの方が多い。
レスパイトを利用してゆっくり休みたかったが、家に来てもらうのではなく、こちらが児童をレスパイト先に送り届けなければならないことに負担を感じ（特に乳児期は荷物が多いため）、利用しなかった。
レスパイト・ケアの利用に当たって「理由は問わない」とされているのに、必ず理由を聞かれる。レスパイトを頼みにくいと感じる。
精神的に疲弊したとき等に、すぐに確実に預けられる制度でなかった。
利用に当たっての説明が不足しているとしているもの
助言自体はあったが、それを実際に利用する方法等について具体的な説明がなかった。

	児童相談所は「使っていいよ」とは言うが、どういう仕組みでどうやって利用するのかよく分かっていない。利用した人に聞くと「よかった」と言う人もいれば、「日数が決まっている」とか「今すぐ利用したいのに使えない」等色々な意見もあった。
--	--

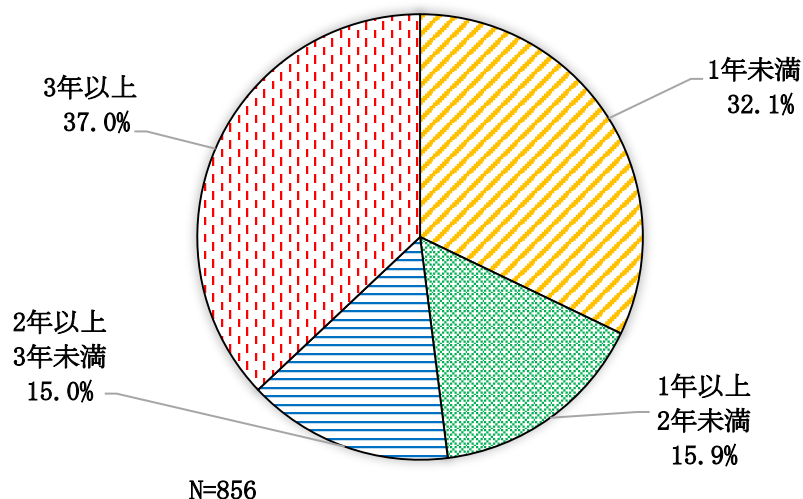
d 他の里親と知り合う機会の提供	
平日の開催や日程の都合等により参加できないとしているもの	
	研修やイベントの案内はあるが、平日の開催が多く、参加しづらい。
	里親サロン等の連絡をもらうが、日程の都合がつくことが少なく参加できないことの方が多い。
里親サロン等では悩みの共有が困難としているもの	
	里親サロンは定期的にあるが、児童の障害の有無などで里親が話をしたいこともそれぞれ違うので、参加しなくなった。
	里親自体のプライバシーの保護も鑑みると、行事はあるものの、連絡先の交換や住所録の作成は難しいと感じた。
里親の参加が少ないとしているもの	
	居住地域に里親が少ない。居ても積極的に会う機会は提供されない。
	久しぶりに里親サロンが開催されたが、里親支援員ばかり 20 人ほど来たが、他の里親は少なく、里親との交流はできなくて残念だった。

e 研修の案内	
日程調整が困難で参加できないとしているもの	
	研修は土・日に設定してもらいたい（里親は仕事をしているので、参加するためには会社を休まなければいけない。）。
	日程の提示が直前過ぎるので、参加したくても調整できない。
	興味のある研修があっても、日程が合わなかったり、託児先がなかったりでなかなか参加できない。
研修内容に課題があるとしているもの	
	中高生の児童を対象とした研修が少ないと思う。
	一般的な内容の案内が多く、それなら資料共有や録画視聴の方が自分は望ましいため。
	施設に代わる存在として里親の専門性を高めていかなければならないのに、アマチュア向けの内容が多い。
	基本的な研修も必要だとは思いますが実践的なものがあるとよい。

§2 未委託の方への支援について

⑧ 現在の未委託の期間

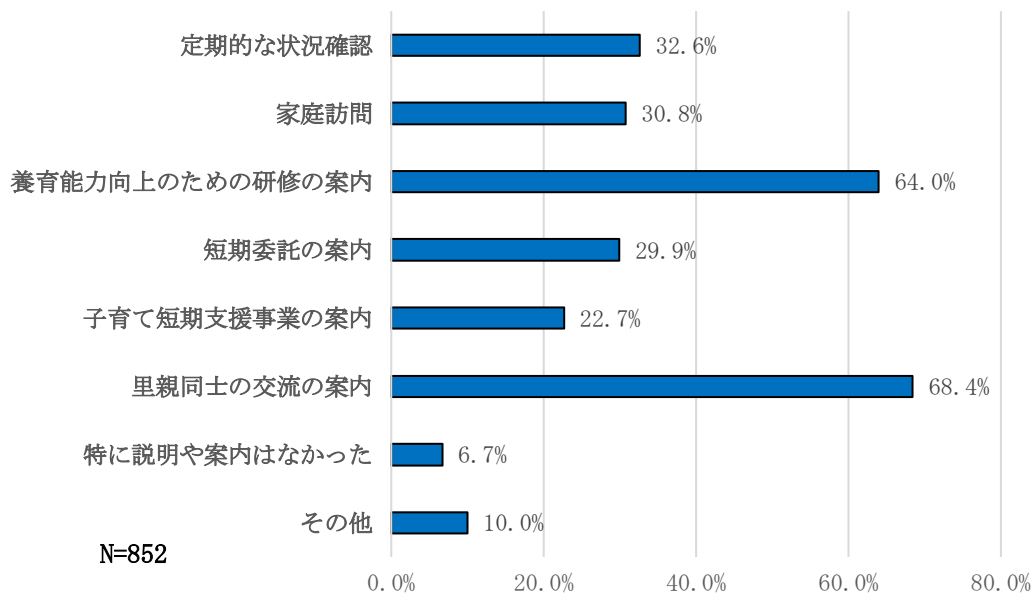
現在の未委託の期間については、「1年未満」が32.1%であった一方、「3年以上」が37.0%であり、長期間委託されていない里親が一定数存在していた。



⑨ 未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援内容

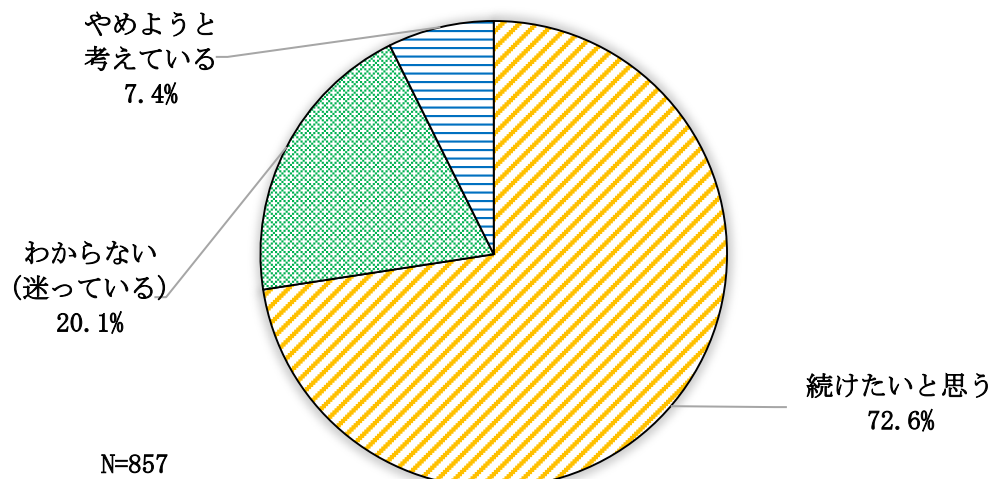
未委託期間中に里親が受けた児童相談所又は里親支援機関からの支援内容については、「養育能力向上のための研修の案内」、「里親サロンなど里親同士の交流の案内」が6割以上である一方、「定期的な状況確認」、「家庭訪問」及び「短期委託の案内」は3割程度であった。また、「子育て短期支援事業の案内」は、2割程度であった。

なお、「その他」については、児童養護施設等との交流、里親に関するイベントや講演会の案内などが挙げられている。

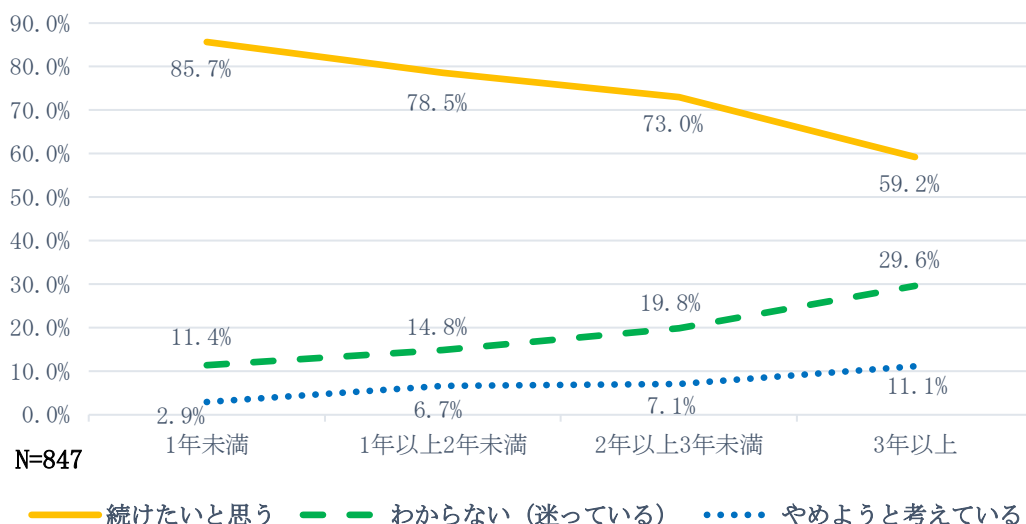


⑩ 里親登録の継続について

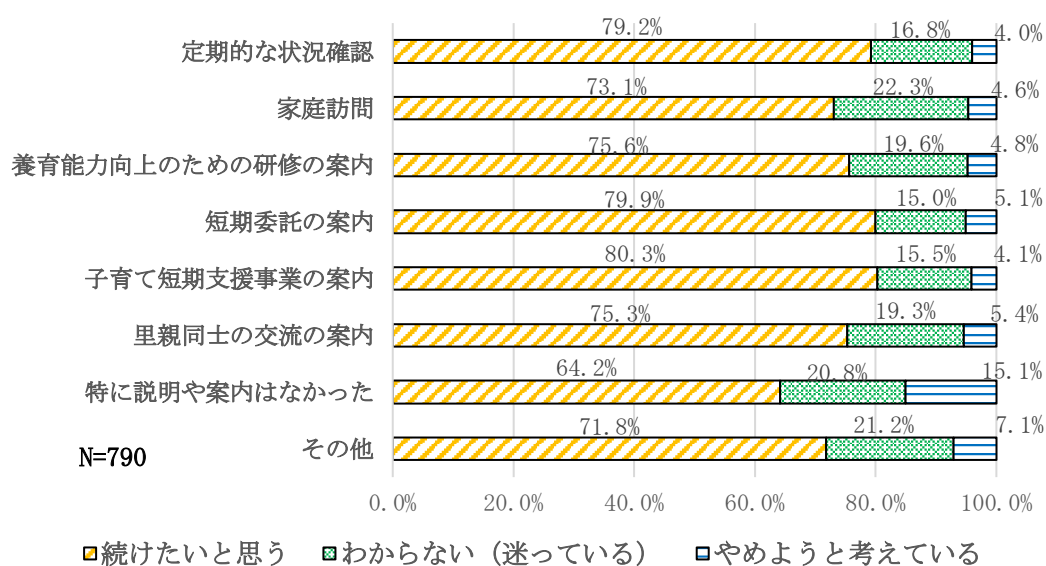
里親登録の継続について、「続けたいと思う」とする里親が約 7 割であった一方、「わからない」又は「やめようと考えている」とする里親が約 3 割であった。



また、「⑧ 現在の未委託の期間」との関係については、未委託の期間が長くなるにつれて、「続けたいと思う」の割合が低くなり、「わからない」、「やめようと考えている」の割合が高くなっている。



さらに、「⑨ 未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援内容」との関係については、「特に案内や説明はなかった」場合は「続けたいと思う」割合が支援を受けた場合より低くなっている。



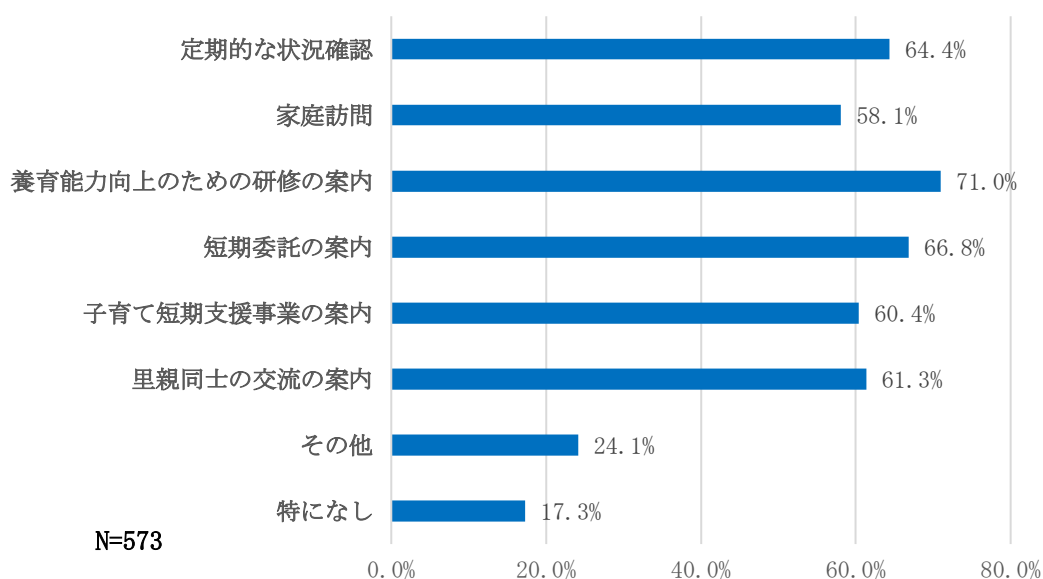
⑪ 未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援でよかったもの

「⑩ 里親登録の継続について」で「続けたいと思う」とする里親が「⑨ 未委託期間中の児童相談所又は里親支援機関からの支援」で受けた支援のうち、よかったと回答した割合については、「養育能力向上のための研修の案内」、「短期委託の案内」が

7割程度、「定期的な状況確認」、「里親同士の交流の案内」、「子育て短期支援事業の案内」、「家庭訪問」が6割程度であった。

また、「その他」については、里親に関するイベントや講演会の案内、児童養護施設等との交流、以前受託していた児童との交流、現養育里親宅の訪問・体験見学などが挙げられている。

なお、何らかの支援を受けた者の中で、よかった支援が「特になし」と回答した者の割合は17.3%であった。



⑫ 里親登録を継続したいと思わない理由

「⑩ 里親登録の継続について」で、「わからない (迷っている)」又は「やめようと考えている」と回答した理由として、主に次の内容がみられた。

長期間委託の打診等がないとしているもの	
	声が掛かることが極めて少ないのに、いつ声が掛かっても大丈夫なように仕事などを調整することに疲れてしまった。待ち続けている里親は多くいると聞いている。事情は分からないが、もっと委託がされるとよいと思う。
	続けたいとも思うが、委託の話が全くないのに研修等ばかりあり、このままずっと委託がないままなのかなと思うところもある。
仕事や介護との両立が困難としているもの	
	仕事との両立が難しい。毎回急に委託の話の連絡がくるが、仕事を休む調整もできず、結局断ることになってしまうため。

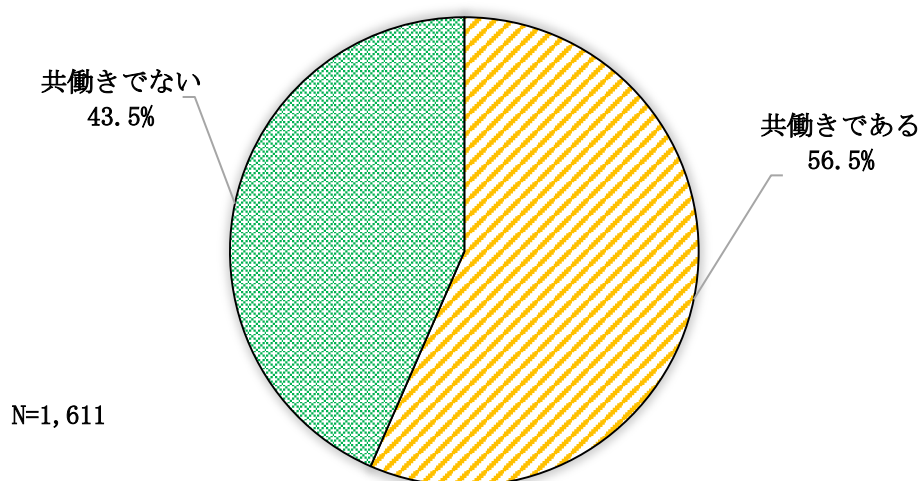
	里親登録のため仕事を辞めたが、常に委託があるわけではないので、仕事復帰をした。仕事との両立は難しいと思う。
	続けても依頼にフレキシブルに応えることができないため。実家の家族の面倒をみなければならず余裕がない。
過去の養育がうまくいかなかったとしているもの	
	最初に登録してから8年近く待ち、やっと預かった児童は被虐待児で養育里親初心者には難しかった。どんな児童も大変なのだろうが家族生活が不安定になり、すぐ近くで援助してくれる人がいないことに不安が募った。別れがこんなにつらいとは思ってもみなかった。
	養育中、想像以上の大変さがあり、続けられるか自信がなくなった。転勤族のため、次の居住地でまた里親登録をし直すのが大変。

§ 3 共働き世帯への支援について

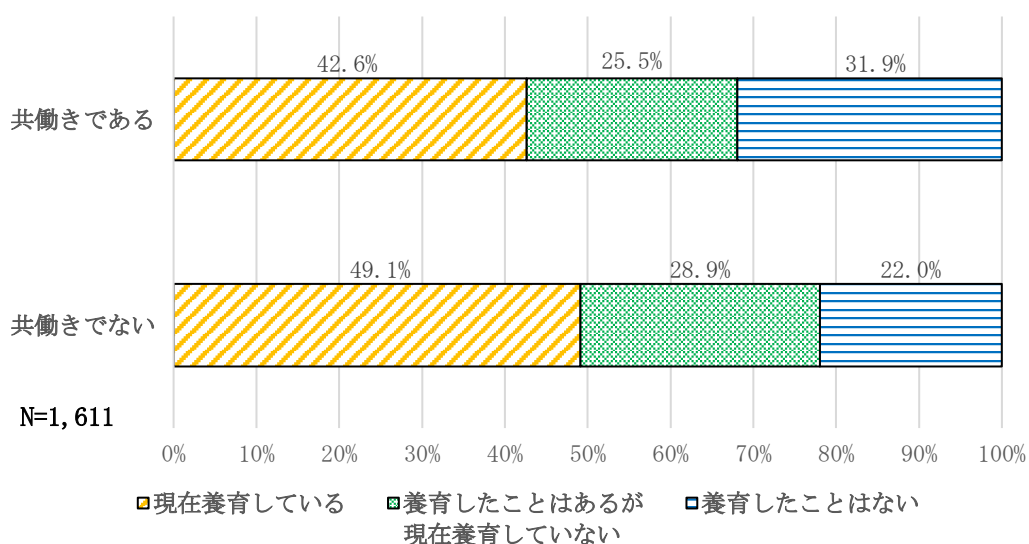
⑬ 現在の就労状況

現在の就労状況について、「共働きである」が 56.5%、「共働きでない」が 43.5%であった。

なお、本アンケート調査の「共働き」には、単身世帯で就労中の里親を含む。

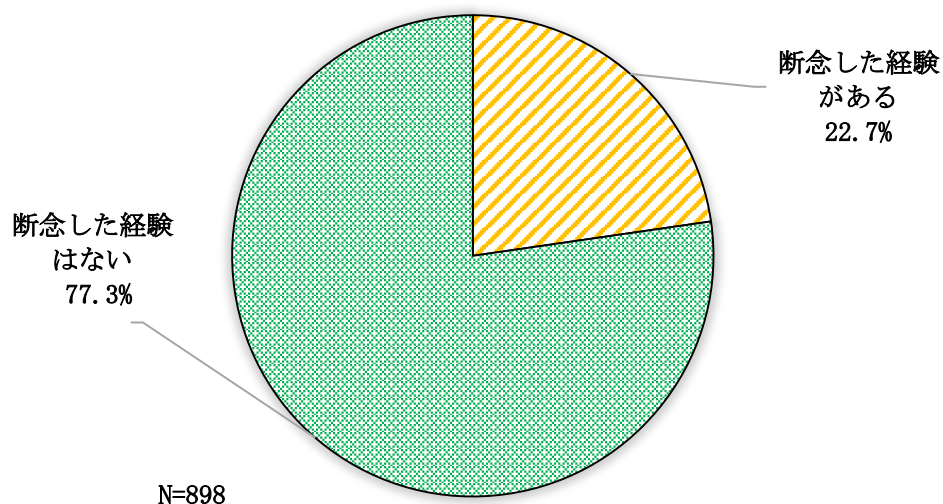


また、「① 里親の養育経験」との関係については、「共働きである」里親の方が「養育したことはない」里親である割合が高い。

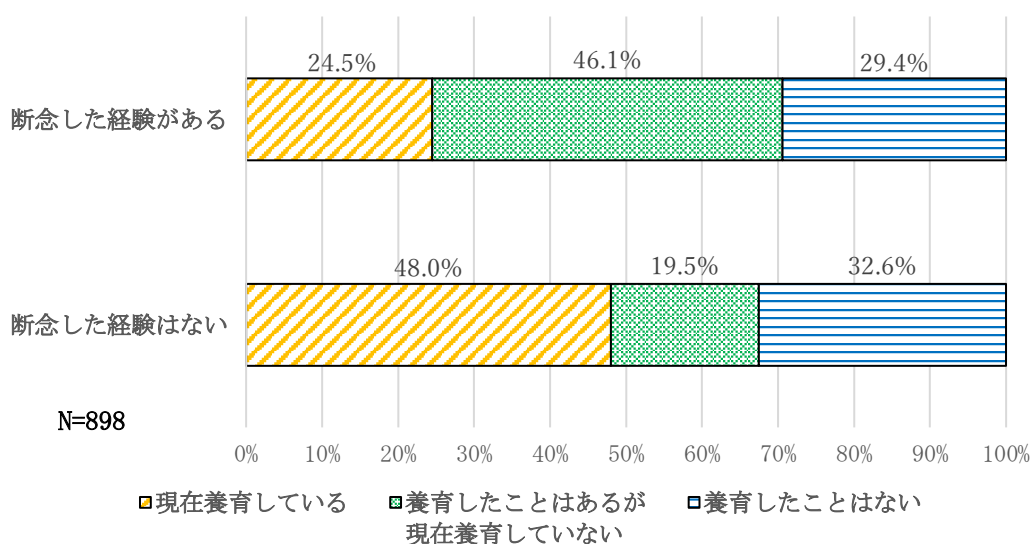


⑭ 共働き世帯であることを理由とした受託断念の経験の有無

共働き世帯であることを理由とした受託断念の経験の有無については、「断念した経験がある」が22.7%、「断念した経験はない」が77.3%であった。



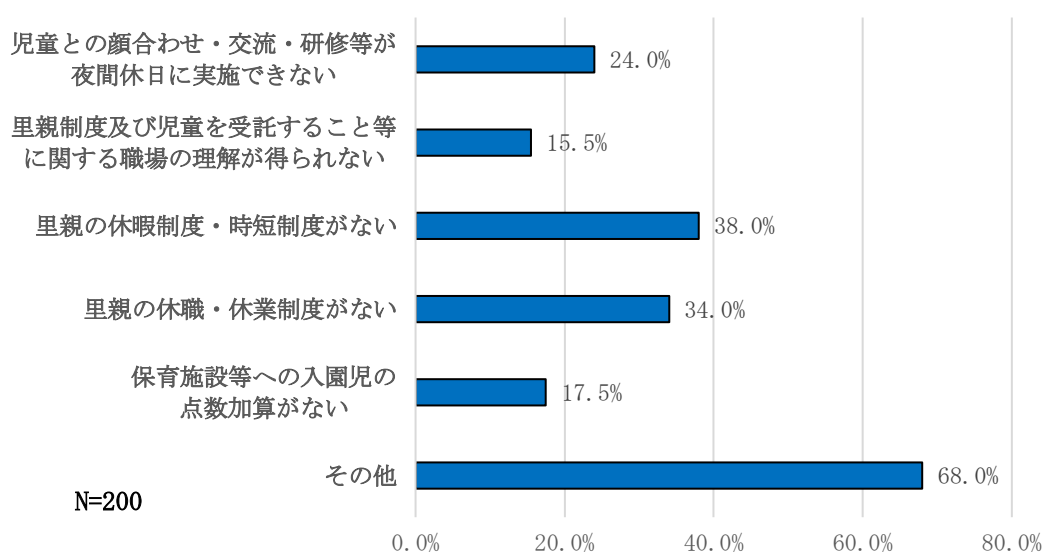
また、「① 里親の養育経験」との関係については、「断念した経験がある」里親は現在未委託の里親（「① 里親の養育経験」で選択肢 B 又は C を回答した里親）である割合が高い。



⑮ 共働き世帯が受託断念した際の課題、困ったこと、苦労したこと

共働き世帯であることを理由に受託を断念した際の課題等については、「里親の休暇制度・時短制度がない」、「里親の休職・休業制度がない」をそれぞれ3割以上の里親が挙げている。

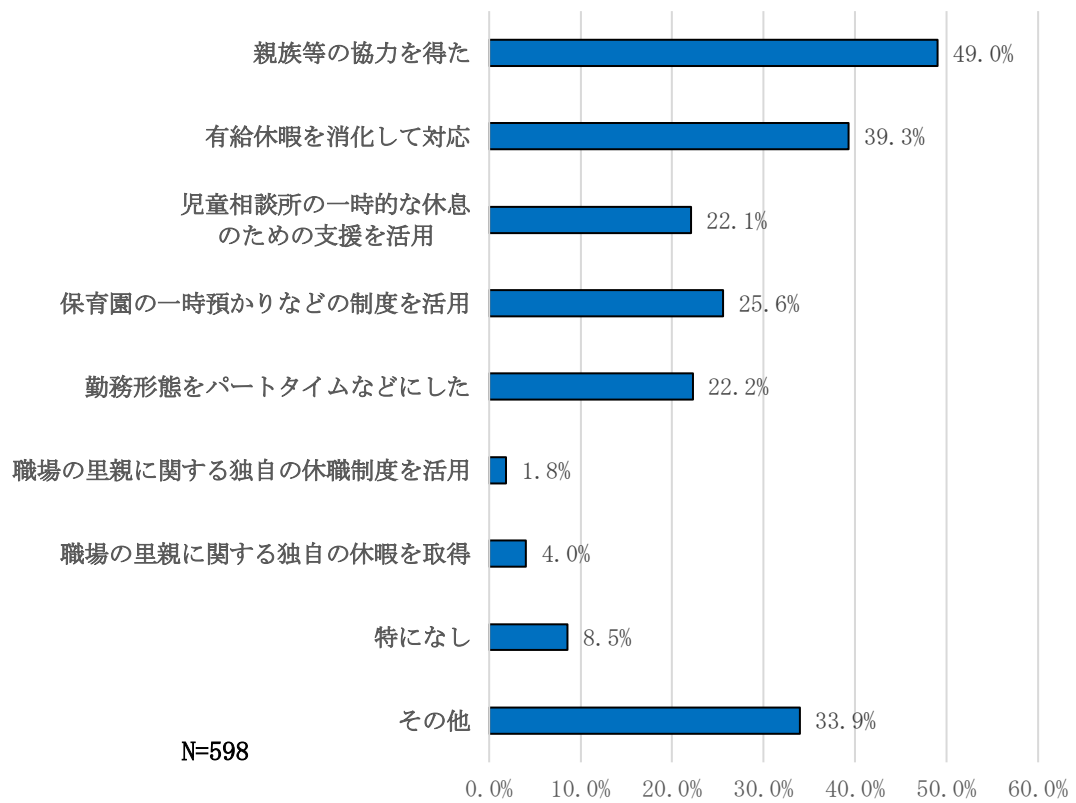
なお、「その他」については、保育施設等への送迎時間が確保できない、通院費用や民間学童への助成がない又は不足する、1～2 時間程度の短時間預かってくれる施設がない、受け入れ準備期間が短く養育環境の準備が間に合わなかったことなどが挙げられている。



⑯ 共働き世帯が養育するに当たっての養育時間の確保や負担軽減のための工夫

共働き世帯が養育するに当たっての工夫については、「親族等の協力を得た」が49.0%、「有給休暇を消化して対応」が39.3%である一方、「職場の里親に関する独自の休職制度を活用」が1.8%、「職場の里親に関する独自の休暇を取得」が4.0%となっている。

なお、「その他」については、業務量を調整する、フレックス等業務時間を変更する、在宅勤務へ切り替える、職場・上司の理解を得て勤務日数・勤務時間の配慮をしてもらう、近くの里親間で協力して預けあうことなどが挙げられている。また、職場の理解を得るために児童相談所に説明や文書の発行を要望する声もあった。



里親支援に関するアンケート調査

総務省（行政評価局）では、現在、各地の児童相談所等における里親委託の取組や里親支援の状況について調査を行っています。

具体的には、児童相談所等の里親委託に関する業務実施体制や取組内容、養育中の里親や未委託の里親に対する支援状況等の個別事例を把握し、課題を整理することを目的として、ヒアリング調査及び現地調査を実施いたします。

この一環として、実際にこどもを養育されている方やこどもを迎え入れる準備をされている方に里親支援の取組に対する認識や意識をお伺いすることとしました。

ご多忙かと存じますが、ご協力をお願いします。

回答方法	調査票に直接ご記入の上、同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。 ※返信用封筒に切手の貼付は不要です。 ※このアンケート回収、集計は、〇〇に委託していますので、返信先は同社宛となります。同社は、（一財）日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク制度認証を取得しており、回答いただいた内容は適切かつ厳重に保護されます。
留意事項	※回答日時点の状況をお答えください。 ※所要時間は 10 分程度です。
回答期間	令和 5 年 月 日（ ）まで

※ いただいた回答については、個人が特定される形で公表することはありません。
また、回答を当局以外の関係機関等に見せることはありませんので、ありのままをご記入いただければ幸いです。

<問い合わせ先>

総務省行政評価局（厚生労働等担当室）

電話：03-5253-5452 電子メール：・・・・@soumu.go.jp

§ 1 児童の受託や養育中の支援について

問 1 【全ての方にお尋ねします。】

これまで児童相談所から委託され児童の養育をしたことはありますか。
あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|----------------|
| A | 現在、養育中である | } | →問 2 へお進みください。 |
| B | 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない | | |
| C | 養育したことはない | | →§ 2 へお進みください。 |

問 2 【問 1 で「A 現在、養育中である」又は「B 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない」と答えた方にお尋ねします。】

これまで養育を始めたときの児童の年齢について、次の a から f の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 乳幼児（3 歳未満）
- b 就学前児童（3 歳～6 歳未満）
- c 小学生（1～3 年生）
- d 小学生（4～6 年生）
- e 中学生
- f 高校生等（15 歳以上）

問3【問1で「A 現在、養育中である」又は「B 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない」と答えた方にお尋ねします。】

児童の養育について、これまで悩みや困りごとがあるときに、誰（どこ）に相談しましたか。

次の a から h の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 児童相談所
- b 里親支援機関（注）
- c 市町村
- d 里親会（知り合いの里親）
- e 家族・友人など身近な人
- f その他相談先（ ）
- g 相談できる人がいない
- h 特に相談することはない → hに○をつけた場合は問7へお進みください

(注)「里親支援機関」とは、都道府県や市から里親支援の委託を受けた児童養護施設、乳児院、NPOなどをいいます。

問4【問3で「a 児童相談所」又は「b 里親支援機関」に○をつけなかった方にお尋ねします。】

児童の養育についての悩みや困りごとを①児童相談所、②里親支援機関に相談しなかった理由は何ですか。

次の a から e の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

①児童相談所に相談しなかった理由について（問3で「a 児童相談所」に○をつけなかった方）

- a 担当者や連絡先がわからない
- b 夜間・休日に相談できない
- c メール、チャット、SNS等で気軽に相談できない
- d 他の相談先で解決するから
- e その他（具体的な理由を教えてください）

②里親支援機関に相談しなかった理由について（問3で「b 里親支援機関」に○をつけなかった方）

※ お住まいの地域（市区町村）に里親支援機関がない（又は知らない）場合は
☐に✓して問5以降にお進みください（記号の選択は不要です）。

☐ お住まいの地域（市区町村）に里親支援機関がない（又は知らない）。

- a 担当者や連絡先がわからない
- b 夜間・休日に相談できない
- c メール、チャット、SNS等で気軽に相談できない
- d 他の相談先で解決するから
- e その他（具体的な理由を教えてください）

問5【問3で「a 児童相談所」又は「b 里親支援機関」に○をつけた方にお尋ねします。】

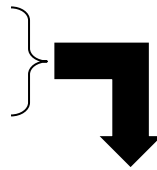
児童相談所や里親支援機関の相談対応について、相談した目的が達成されたなど、期待どおりの対応でしたか。あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

また、「b どちらとも言えない」又は「c 期待どおりではなかった」に○をつけた場合は、その理由を教えてください。

a 期待どおりであった

b どちらとも言えない

c 期待どおりではなかった



「b どちらとも言えない」又は「c 期待どおりではなかった」を選択した理由

[]

問6【問3で「c 市町村」、「d 里親会（知り合いの里親）」、「e 家族・友人など身近な人」、「f その他相談先」に○をつけた方にお尋ねします。】

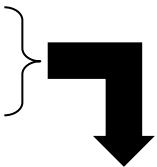
これら（c～f）に相談してその目的が達成されたなど、期待どおりの対応でしたか。あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

また、「b どちらとも言えない」又は「c 期待どおりではなかった」に○をつけた場合は、その理由を教えてください。

a 期待どおりであった

b どちらとも言えない

c 期待どおりではなかった



「b どちらとも言えない」又は「c 期待どおりではなかった」を選択した理由

[]

問7【問1で「A 現在、養育中である」又は「B 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない」と答えた方にお尋ねします。】

①児童の養育について、児童相談所又は里親支援機関から、養育中にどのような支援などがありましたか。

次のaからgの中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

②①で受けた支援などは、養育の手助けになるなど、役に立ちましたか。

①で○をつけたaからfのそれぞれについて、あなたのお考えに最も近いもの一つだけに○をつけてください。（○は一つだけ）

また、「どちらとも言えない」又は「役に立たなかった」に○をつけた場合は、その理由を教えてください。

①		②			
		一 役に 立っ た	二 ど ち ら も 言 え な い	三 役 に 立 た な か っ た	左 記 の 理 由
a	定期的（半年以内に1回程度）な状況確認などの連絡				
b	定期的（半年以内に1回程度）な家庭訪問				
c	レスパイト・ケアの利用など、養育負担軽減に関する助言				
d	他の里親と知り合う機会の提供				
e	研修の案内				
f	その他（具体的な内容を教えてください） 				
g	支援はなかった				

§ 2 未委託の方への支援について

問8【問1で「B 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない」又は「C 養育したことはない」と答えた方にお尋ねします。】

現在の未委託（注）の期間（養育経験のない方は里親登録後の期間）はどのくらいですか。

次の a から d の中から、あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

- a 1 年未満
- b 1 年以上 2 年未満
- c 2 年以上 3 年未満
- d 3 年以上

（注）「未委託」とは、里親登録されている方に子どもが委託されていないことです。短期委託（週末里親、季節里親等）や子育て短期支援事業（ショートステイ）は本アンケートの「委託」の実績には含みません。

問9【問8を答えた方にお尋ねします。】

未委託の期間において、児童相談所又は里親支援機関からどのような支援（説明や案内）がありましたか。

次の a から h の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 定期的（半年以内に1回程度）な状況確認
- b 家庭訪問
- c 養育能力向上のための研修の案内
- d 短期委託（週末里親、季節里親等）の案内
- e 子育て短期支援事業（ショートステイ）の案内
- f 里親サロンなど里親同士の交流の案内
- g 特に説明や案内はなかった
- h その他（具体的な内容を教えてください）

問10【問9を答えた方にお尋ねします。】

今後も里親登録を続けたいと思いますか。

あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

- | | |
|----------------|-------------------|
| A 続けたいと思う | → 問 11 へお進みください |
| B わからない（迷っている） | } → 問 12 へお進みください |
| C やめようと考えている | |

問11【問10で「A 続けたいと思う」と答えた方にお尋ねします。】

未委託期間に児童相談所又は里親支援機関から受けた支援（説明や案内）でよかったものについて、次の a から h の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 定期的（半年以内に1回程度）な状況確認
- b 家庭訪問
- c 養育能力向上のための研修の案内
- d 短期委託（週末里親、季節里親等）の案内
- e 子育て短期支援事業（ショートステイ）の案内
- f 里親サロンなど里親同士の交流の案内
- g 特になし
- h その他（具体的な内容を教えてください）

問12【問10で「B わからない（迷っている）」又は「C やめようと考えている」と答えた方にお尋ねします。】

里親登録を続けたいと思わない理由は何ですか。その理由を教えてください。

§3 共働き世帯への支援について

問13【全ての方にお尋ねします。】

現在の就労状況について、あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

- A 共働きである → 問14をお答えください
- B 共働きでない → §4へお進みください

問14【問13で「A 共働きである」と答えた方にお尋ねします。】

共働き世帯であることで児童の受託を断念した経験がありますか。あてはまる記号に○をつけてください。（○は一つだけ）

- A 断念した経験がある → 問15をお答えください
- B 断念した経験はない → 問16へお進みください

問15【問14で「A 断念した経験がある」と答えた方にお尋ねします。】

共働き世帯であることで児童の受託を断念した際、実際に感じた課題や困ったこと、苦労したことについて、次のaからfの中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 児童との顔合わせ・交流・研修等が夜間休日に実施できない
- b 里親制度及び児童を受託すること等に関する職場の理解が得られない
- c 里親の休暇制度・時短制度がない
- d 里親の休職・休業制度がない
- e 保育施設等への入園時の点数加算がない
- f その他（具体的な内容を教えてください）

問16【問13で「A 共働きである」と答えた方のうち、問1で「A 現在、養育中である」又は「B 委託を受けて養育したことはあるが、現在は養育していない」と答えた方にお尋ねします。】

共働き世帯が児童を養育するに当たり、養育時間の確保や養育の負担軽減のために対応したことや工夫したことは何ですか。

次の a から i の中から、あてはまる記号全てに○をつけてください。（○はいくつでも）

- a 親族等の協力を得た
- b 有給休暇を消化（やりくり）して対応した
- c レスパイト・ケアなど児童相談所の一時的な休息のための支援を活用した
- d 保育園の一時預かりなどの制度を活用した
- e 勤務形態をパートタイムなどにした
- f 勤務する職場の里親に関する独自の休職制度を活用した
- g 勤務する職場の里親に関する独自の休暇を取得した
- h 特になし
- i その他（具体的な内容を教えてください）

[]

§4 インタビューへのご協力について

ご回答内容の詳細やこのアンケートには含まれない事項についてお伺いするため、後日、総務省職員から、**インタビュー**をさせていただきたいと考えております。

ご協力いただける場合は、お名前と連絡先をご記入ください。

インタビューは、本アンケートの回答内容を確認後、○月中に総務省職員からインタビューの実施方法や日程のご相談の連絡をいたします。

インタビューさせていただいた内容は、個人が特定されたり、類推されたりするような表記・記載を避けるなどの工夫を行いますので、ご安心ください。

お名前 (ふりがな)	
電話番号	
E-mail	
インタビュー についてのご 希望	(インタビューのお願いにあたって、総務省職員からの連絡可能な曜日・お時間、連絡方法(電話・メールなど)等のご希望がありましたら記載ください。)

質問は以上です。記入いただいた調査票は、記入漏れがないかご確認の上、同封の返信用封筒(切手の貼付は不要です)で、令和5年 月 日()までに投函してくださいようお願いいたします。

なお、○月以降に郵送された場合は、返送されてしまう可能性があります。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。